

平成 28 年 12 月 1 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 出版事業部

しっかりまなぶ F P 技能士 2 級問題集

訂正のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、本書の記載内容に訂正がございます。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

しっかりまなぶ F P 技能士 2 級問題集 初版（平成 28 年 6 月 5 日発行）

ISBN 978-4-86846-369-8

訂正内容

訂正頁・行	訂正箇所
P16 問題 15 国民年金 選択肢 2. の 1 行目と 3 行目	【誤】 学生を除く <u>30 歳</u> 未満の～ 若年者納付猶予の対象となる。 【正】 学生を除く <u>50 歳</u> 未満の～ <u>保険料</u> 納付猶予の対象となる。  ※平成28年7月1日以後の改正

<p>P17</p> <p>問題 15 の解答解説</p> <p>選択肢 2. の</p> <p>1 行目と 2・3 行目</p> <p>選択肢 3. の 1 行目</p>	<p><b>【誤】</b></p> <p>学生を除く <u>30 歳</u>未満の～</p> <p>若年者納付猶予の対象となる。</p> <p>若年者納付猶予の特例期間～</p> <p><b>【正】</b></p> <p>学生を除く <u>50 歳</u>未満の～</p> <p><b>保険料</b>納付猶予の対象となる。</p> <p><b>保険料</b>納付猶予の特例期間～</p> <p>※平成28年7月1日以後の改正</p>
<p>P75</p> <p>問題 8 個人向け国債</p> <p>の解答</p> <p>選択肢 2. の 1 行目</p>	<p><b>【誤】</b> ～3年満期および53年満期の～</p> <p><b>【正】</b> ～3年満期および<u>5年</u>満期の～</p>
<p>P 297 &lt;&lt; 問 3 &gt;&gt;</p> <p>&lt; 遺産に係る基礎控</p> <p>除額 &gt;</p>	<p><b>【誤】</b> <math>3,000 \text{万円} \times 600 \text{万円} \times 4</math> (法定相続人の数) = 5,400万円</p> <p><b>【正】</b> <math>3,000 \text{万円} \pm 600 \text{万円} \times 4</math> (法定相続人の数) = 5,400万円</p>